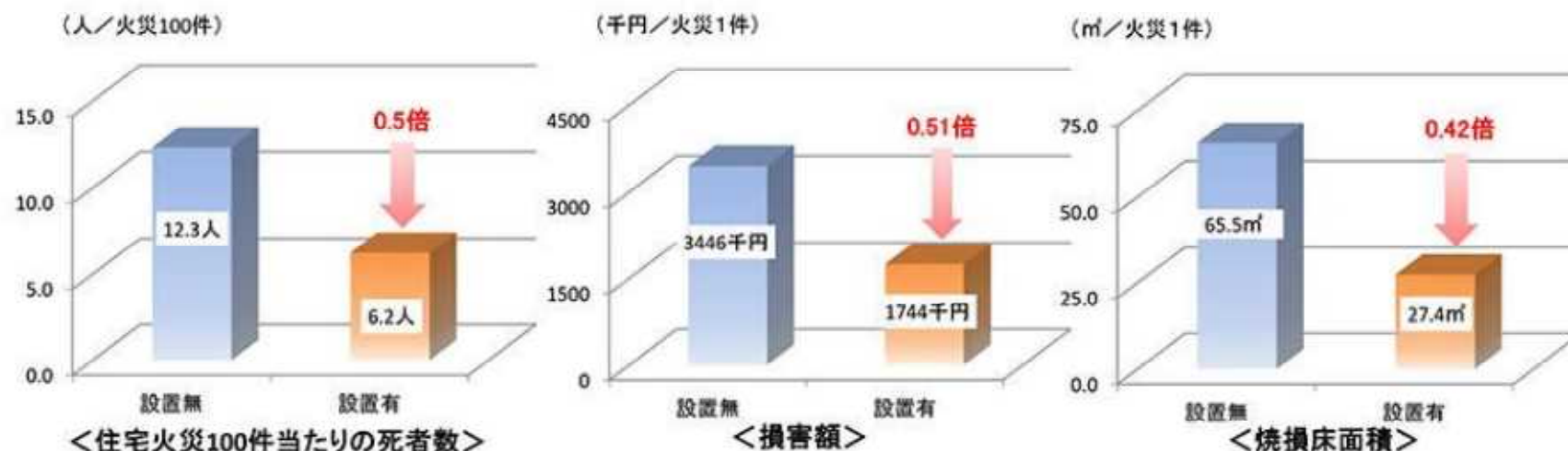


住宅用火災警報器の設置効果

令和2年から令和5年までの4年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の設置効果を分析

※住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。



注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。

注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者数、損害額は半減、焼損床面積は6割減



住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少